

令和4年第10回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和4年10月25日 (火)	
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室	
開 閉 会 日 時	開 会	令和4年10月25日 (火) 午前9時30分
	閉 会	令和4年10月25日 (火) 午前10時8分
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・池野博文・河本千絵・川野法順
	欠席委員	
職務により会議に出席した者	教育次長 園田哲也 教育課長 瀬川善博 主幹 清水裕之 主幹 免田久美子 主幹 山本康美 課長補佐 江川一康	
会議に付した事件及び採決結果		
報告協議事項	1 第2回業務改善推進協議会について 2 科学アカデミーについて 3 令和4年人権フェスタについて 4 令和5年安芸太田町20歳を祝う会について 5 町内小中学校における諸問題の状況について 6 安芸太田町学校等情報セキュリティポリシーについて 7 服務規律の厳正確保について	

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。今日の議題はお手元のとおりでございます。報告協議の中で公開になじまないものがあれば、最後に回していと思いますがいかがでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは、この日程通りに進めさせていただきます。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 10～11月の学校等の状況

- ①加計小学校運動会(10月1日)加計小
- ②管内教育長会議(10月3日)芸北文化ホール他
- ③第2回安芸太田町らしい教育のあり方懇話会(10月5日)役場
- ④全国町村教育長会理事会(10月6日～7日)東京
- ⑤もみじウォーク(10月9日)深入山
- ⑥科学アカデミー③(小・高学年・中)(10月15日)川森センター
- ⑦安芸太田町文化芸能発表会(10月16日)
- ⑧山県郡小学校陸上記録会(10月18日)北広島
- ⑨広島県町教育長会研修会(10月21日)坂町
- ⑩安芸太田もみじ杯少年ソフトボール(10月23日)旧戸河内中グラウンド
- ⑪あきおた国際音楽祭(10月23日)戸河内ふれあいセンター
- ⑫県教委参与による教育長ミーティング(10月24日)加計小
- ⑬【予定】教育委員学校訪問(10月28日)町内
- ⑭【予定】広島県女性スポーツ推進委員研修会(兼)芸北地区スポーツ推進委員研修会(10月29日)
- ⑮【予定】国際交流ハロウィンパーティー(11月4日)川森センター
- ⑯【予定】町内中学校合同文化祭(11月6日)戸河内ふれあいセンター
- ⑰【予定】広島県へき地教育公開研究会(11月9日)安芸太田中・筒賀小
- ⑱【予定】芸北管内教育長会議(11月16日)可部

2 広島県へき地教育公開研究会(11月9日)安芸太田中・筒賀小【再掲】

- ① 学習指導の力を高める
 - ・「授業力」は「学校力」につながる
 - (1) 授業を企画する力
 - 明確な目標の設定、子どもの実態・特性の把握、授業内容と学習活動の中身を考える、評価計画を立てる
 - (2) 授業を展開する力

目標を持たせる、意欲関心を高める、わかりやすく指導する、学習の成就館を持たせる、自己評価。

② 学校公開を活用する

ア 戦略としての「学校公開」・・・協調学習を広く示す絶好の機会ととらえる。

イ 教育改革の流れの中で、学校公開を行い、教育の質の向上を図る

ウ 子どもたちのよさが発揮される場面の公開

活発な発言が展開される授業場面（児童生徒発表よりも授業を重視）

③ 気をつけたいこと

・環境美化整備（玄関、トイレ、階段、校庭、駐車場・・・）

・教職員の接遇力

・来賓の扱い（席順、紹介）

・教室経営、掲示物（目標、作品、教材・・・）教師のコメント

5 服務規律の徹底について

・セクハラ・飲酒運転等の未然防止

・交通違反や交通事故の未然防止

教育長)

私の方からは以上ですけれども、何かご意見ございますか。

(意見なし)

日程第3 報告・協議

教育長)

それでは、報告・協議に入ります。報告協議1第2回業務改善推進協議会についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(第2回業務改善推進協議会について説明)

教育長)

3ページにわたる資料ですが、何かご質問や気づきがあれば出していただけたらと思いますがどうでしょうか。

結論的には、比較的勤務時間外の仕事については改善されつつあるということです。持ち帰り業務という言葉は、先生方が皆、同じ捉えになっているのでしょうか。自分が思う持ち帰り業務はこれで、別の人があるのはこれ、となっているのではないのでしょうか。だから、その線引きみたいなものを、各学校がしっかりする必要があります。授業をする先生方は、学校を出たら自分の業務を一切考えないということはありません。通勤の行き帰りで、今日の授業はどうか明日の授業はどうかしよかなどを考えていると思います。頭の中に持ち帰ってもいいのかという話にもなりますけど、持ち帰り業務はどこまでなのか、あるいは自己研鑽の研修なども持ち帰りなのかとかです。そのあたりを、職員の中で議論して線引きしておかないと早く帰りなさいと言えないと思います。

最近まで現場におられた清水主幹はいかがでございますか。

清水主幹)

毎日の通勤の中では、今日の授業はどうしようかなとか、今日はこんなことがあるといったことは考えています。もちろん成績の処理であったりだとか、そういうものについては職場の中で済ませて帰るようにしているので、私は、持ち帰って業務をしたという認識はないです。先ほど教育長がおっしゃったように、自己研鑽というところがウェイトとしては大きいかなと感じております。

教育長)

授業の準備などは、やはり多少、家でやるということはあるんですか。

清水主幹)

そうですね。年間を通じてではなく、ピンポイントで、例えば研究授業などは家でパソコンを使うこともありました。

教育長)

そのあたりを議論することそのものが、持ち帰りについて意識を高めることなのかなと思います。

皆さんの中で何かご意見とかございますか。

清胤委員)

教育長さんがおっしゃったように、持ち帰りの議論というのはすごく大事なことだと思います。パソコンを打たれたりとか、きちんと計画を立てるまでは、やはり学校すべきことじゃないかなと思います。いろいろなものを持ち出さない方がいいというものもあります。

ただ、先生は、常に相手のことを考えておかないと、それは先生ではないと思います。だから、型にはまった持ち帰り業務禁止みたいなのではなくて、常にいろいろなものを見聞きして「あ、これだ」というヒントをいただくような休日でもありますし、一切学校のことはしないでもいいですというのは、無理じゃないかと思います。常に、子どものことを考えておいていただきたいし、子どもが少ない安芸太田町の教育においては、あたたかみのある大きな家族のような、そんな学校であっていただきたいというのが思いです。

河本委員)

すごく計画的に事をこなせる先生がいらっしゃれば、とても時間のかかる先生もおられると思います。お母さん先生だと、どうしても早く帰らなきゃいけない日もあると思います。時間を切れればいいというものでもないというか、学校の中でこなせる余裕があるのであればそれもいいと思います。逆に、全然だめと言われたらそれはそれでストレスになるかなと想像します。皆さんがチームで話し合える場づくりをし、そういったところの相談ができ、助け合えるようなところがあればいいと思うのですが、そのあたりを少し心配します。

清水主幹)

学校では、衛生推進委員会がありまして、先生方の業務の様子などを管理職も入って交流する場があります。それぞれの校務によってグループで分かれ、分掌会を開く中でそういう話をすることもありますし、学校によっては、今回の業務改善アンケートを受けて、業務について、管理職とそれぞれの職員とで面談をしたところもあります。いろいろな取り組みを進めながら、安芸太田町内の職員がやりがいを持って、自己研鑽と思える業務をたくさんしてもらえればと思っております。

川野委員)

先ほど、自己研鑽と言われてましたけど、ベテランの先生が準備するというのと若手の先生が準備するというのでは雲泥の差が出てくると思うんです。そういった部分をカバーをしてあげる仕組みも取り入れないと若手の先生がどんどん育たなくなって教育の質が落ちるのではないかと思うので、その辺も少し考えてもらいたいなと思います。

教育長)

協調学習の部分で言えば、12年間やってきた研究の成果の中で、全国の加入者と一緒に使っている学譜システムというのがあります。インターネットでその場所に入り込むと、全国で行われた協調学習のすべての記録が入っています。だから、自分がやりたいと思う同じ題材がたくさんあるわけです。その授業を何人もやっているの、過去の失敗したことも、失敗からアドバイスもらったことも全部書いてあるんです。先輩や同僚が少ない本町の学校ではすごく助かっていると思います。それも一つの研究の材料だと思うので、もっと活用させていけないと思っております。

(意見なし)

教育長)

それでは、報告協議2 科学アカデミーについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(科学アカデミーについて説明)

教育長)

何かご質問ございますか。

(意見なし)

教育長)

報告協議3 令和4年人権フェスタについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

江川課長補佐)

(令和4年人権フェスタについて説明)

教育長)

説明は以上ですが、何かご質問ございますか。

(意見なし)

教育長)

報告協議4 令和5年安芸太田町20歳を祝う会についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

江川課長補佐)

(令和5年安芸太田町20歳を祝う会について説明)

教育長)

何かご質問ございますか。

(意見なし)

教育長)

全国の自治体は約2,000くらいあると思うのですが、18歳で成人式を行う自治体はどれくらいあると思いますか。北海道の町と三重県の市の2つだけが、18歳で成人式を行うとのこと。ただ、全国的に20歳を祝う会で固まっていますが、このあたりもまた変わってくるかもしれないです。それぞれの自治体がいろいろ考えたんですが、20歳がいいだろうという判断です。参考までにお知らせします。

教育長)

報告協議5町内小中学校における諸問題の状況についてを議題とします。説明をお願いします。

山本主幹)

(町内小中学校における諸問題の状況について説明)

教育長)

説明は以上ですが、何かご質問ございませんか。

清胤委員)

暴力行為というのは、どういうものなのでしょうか。

山本主幹)

小学校で言うと、低学年の間で叩いてしまったというトラブルもあったり、物にあたってしまって壊したということも暴力行為の中に入れていきます。生徒間のトラブルもあれば、器物破損というようなところもあります。

清胤委員)

生徒や児童と、教師という関係性はないわけですね。

山本主幹)

生徒が自分をセーブできず、先生に手をあげてしまうといった案件は、今年度一件みられています。

河本委員)

人数がとても少ない学校ゆえに、目も届くけど、過干渉になってしまうところもあるかなと思います。先生にそこまで言われたいいけないのかなと思う時もあり、もう少し、子ども同士で揉めて解決という機会があってもいいんじゃないかと思います。子どもたちも、すぐ怒られるからもうそれ以上は、といった線引きをしてるかなと思います。ただ、自分がそういうことをしたら、周りがどう見るかとか、どういう反応をするかとか、そういうのを聞く

ことも、とても大事なことだと思います。やった方であれ、やられた方であれ、先生が頭ごなしに言わずに、話を聞いてくれたということの方が子どもたちの頭の中にずっと入るなど感じるので、事があった後の関わり方がすごく大事だなと思います。線引きというか見守り方も難しいと思います。

教育長)

他には何かご意見ございますか。

川野委員)

昔の悪いというのと、今の悪いというのは、多分違うと思うんです。先生もいろいろ指導上の線引きで、ここは良いと思うけど、だけども一応言っておかないといけないという部分もたくさんあると思います。先ほど言われていたように先生に話を聞いてもらったなど、そういう経験は必要だと思います。ただ、小学校の低学年などは、自分のことを見てもらいたいから、至らないことをしてしまったという部分もあったり、友達の気を引きたいから、こんなことをしてしまったという部分もあると思います。

私の上の子が保育園の時、友達が少なく、友達問題ですごく悩んでいて、泣いて帰ってきたこともありました。こうしてみたらどうかということいろいろ言ったら、今は逆に気を遣いすぎる部分も出てきました。子どもの中で、解決策を見つけていくことはすごく大事だと感じていますが、その答えがどれかというのは難しいと思います。いろんな先生が関わっていると思うので、家庭とも連携して導いていただけたらありがたいなと思います。

教育長)

特に、いじめの発見と言いますか、先生方から言えば、察知能力と言いますか、例えば、本町の問題じゃなくて、全県的な問題で、いじめの報告が0件という学校がありました。これは、素晴らしい学校なのか、センサーが悪いのかという話です。県教委はセンサーが悪いというような捉え方をしています。いじめと捉えるレベルをどこまでいうのかはいろいろ違いますが、これは子どもたちの自立解決に持っていこうとか、これは先生も家族も保護者も関わって解決に向かおうとか、そういったことは、センサーの能力で変わってくるのかなと思います。ただ、0件というのはやっぱりあり得ないだろうとお互いに共同生活をしていれば、いじめと捉える状況はいろいろあるだろうと思います。私も、校長先生には0件はないですよということを常々言っております。ただ、不登校の問題については、要因はみんな違いますし、なかなかそれを分析するのは難しいので、ケースによっては専門機関との連携を取るなど工夫をしております。今後とも早期に動向できるようにして参りたいと思っています。

他には何かご意見ございますか。

(意見なし)

教育長)

報告協議6 安芸太田町学校等情報セキュリティポリシーについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

免田主幹)

(安芸太田町学校等情報セキュリティポリシーについて説明)

教育長)

何か気づきなどございますか。

子どもの個別データの件も学校や園所でどこまで共有して閲覧できるのか、教育委員会も含めてどこで線引きするか難しいと思うのですが、そのあたりは、担当する場としてはどうなのでしょう。誰でも見れるようになるのでしょうか。

免田主幹)

情報資産の分類というのがあり、重要度が 1234 とローマ数字で書いてあります。1は絶対に見られないものになります。2は、原則、学校外への持ち出しができないものです。その町のサーバーにきちんと保存して、一般には見られないものという取り扱いになっています。3は、教材や児童生徒の名簿等がありますが、きちんとセキュリティが保たれているクラウドの中で見ましようとなっています。これは、学校の先生たちあるいは生徒と共有ができる範囲ということになっています。ただし、学校外には出せないものです。4は、影響をほとんど及ぼさないもので学校だよりであったり、学校要覧であったりといった類になりますが、これは一般の方の目に触れるものというように考えています。

教育長)

安芸太田町学校等情報セキュリティポリシーを令和4年10月の改正ということで、案として出していただいておりますが、これをご承認いただきますでしょうか。

(全員賛成)

教育長)

それでは、今日付けの改正とさせていただきます。

教育長)

報告協議7 服務規律の厳正確保についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(報告協議7 服務規律の厳正確保について説明)

教育長)

何かご意見等ございますか。

清胤委員)

停職などご報告いただいたのですが、一件目の教頭先生は初めてなんですかね。スタンドで、前の方の釣り銭引換券が残っていて、思わず取ってしまったということは、もちろんそれはいけない事ですが、二件目の方は、前にもそういうハラスメントをしていて、懲戒処分を受けていたにも関わらず、再度ですよ。その方のほうが、懲罰が軽いということが気になります。この懲罰の基準というのはどういうところにあるのでしょうか。

清水主幹)

報告資料をもらった時に、違和感があり、程度とか、回数とその処分の内容とが結びつかないなと思いましたので、個人的に県の教育委員会に確認を取りました。まず、わいせつ、セクハラ行為につきましては、懲戒処分の指針に沿って行われているということ。あとは、

教頭という立場の違いというのもあるのではないかと回答を受けております。

清胤委員)

わいせつ行為に対する指針とおっしゃいましたが、指針を改定しようという気持ちはないのででしょうか。

清水主幹)

先日、改正をされて、皆様にもお伝えをさせていただきましたが、より厳しくなっているなと思います。停職という処分自体は、懲戒処分の中では免職に次ぐ、かなり重い処分ではありますが、やはりこの二件を比較して見てしまうと、どうしてもいろいろ感じてしまうところが私自身もあったというのが率直な感想です。

河本委員)

一か月、二か月停職し、戻られたあとは皆さんどうしておられるんですか。どんな顔をして子どもと会うのかとか、子どもたちもどんな顔をして接したらいいんだろうとか、いつもこういう事案を見ると思います。

清水主幹)

私も調査をしているわけではないので全てはわかりかねますが、事案によっては、こういうような報道があり、停職という処分はされたけど、そのあと退職をした方もいるようです。また、この件のように、復帰はしたが再度というような、いろんなケースがあります。

池野委員)

わいせつ行為を防ぐためのチラシを見させてもらいました。非常に分かりやすいチラシですが、これを作らざるを得なかった県教委だろうと思います。それだけ現場が深刻なんだろうと考えます。服務規律の厳正確保、毎月のように報道されるわけですが、そういう状況を何とか克服して、教員採用倍率が低下しているという状況の中で、本当に魅力のある職場になってほしいと思います。

教育長)

学校は非常に忙しく、様々な教育課題を抱えて悩むことがあります。だから、こういうことが起こるんだと思われませんが、やっぱり許せないです。だから良いというものじゃないと思います。

チラシの中にあるような、陥りやすい状況をなんとかしてでも避けるという意味では、一対一で個室に入らないとか。 unnecessaryな身体接触、これはもう悪癖ですから。これは、管理者なり、お互いが見ればすぐ注意できる話だと思います。

私的なメールやSNSによる児童・生徒とのやり取りについてですが、先生方が持っている自分のスマホや携帯と、子どもあるいは保護者のスマホや携帯と繋がった状態を作ったためにこういうことが起こっている。これは、他の方法で避けることができるんじゃないかと思います。個人のスマホを使わせないというような対策を取らないと止まらないと思います。

それから、所属長の許可なく車に同乗させるというのは、先生方の自動車は公務使用の許可は取ってありますけれども、やむを得ずという場合であって、公用車をきちんと使用し、乗車記録を残すことがあれば、防げるんじゃないかという気がします。防げるものと監視できるものと、もう少し正確に書いてほしいなと思います。

この二つについては、行政として、対策を考えてほしいといったところです。いきなりこ

のようなチラシを配っても、どうしろというのか、となると思います。そういう点で、不必要な身体接触ということ言えば、以前にも同じような事をしたというのは管理者も分かっているのです、注視したいです。

そういった行為に及ぶ前に、兆しを持つてるものがあるんじゃないかなという気がします。何か事があると、普段は良い先生なのですがという言葉で終わってしまうことがあってはいけないと思います。

(意見なし)

教育長)

以上で議案、報告協議はすべて終わりました。その他、何かありますか。

江川課長補佐)

先月の教育委員会会議でも概要を説明させていただきましたけれども、町内の小中学校一斉にPTAが主体となってノーメディアデーをやってみましょうということで、昨日、各学校へ配布させていただきました。今月 27 日から秋の読書週間が始まり、それに合わせた取り組みとして、展開していきたいと思っております。また、読書通帳を作成し、自分が読んだ本を記録するものとなっており、二つ折りにして使います。実際に子どもたちを書いてもらって、いっぱいになったら、図書館本館や分室に来ていただけたら、新しい通帳を作り、交換してもらおう形になっております。

教育長)

では次回の教育委員会会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会会議の日程調整)

11月18日金曜日を候補日とさせていただきます。

以上で令和4年第10回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時8分 閉会)